

令和6年度山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保推進事業次世代育成業務  
企画提案競技審査要領

1 趣旨

この要領は、令和6年度山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保推進事業次世代育成業務の契約候補者（以下「候補者」という。）を選定するために行う企画提案競技の審査について必要な事項を定めるものである。

2 審査員の構成

審査員は5名とし、別に定める者とする。

3 審査

(1) 審査方法

審査は書類審査とし、提案のあった企画内容について、審査員は下記に示す審査項目それぞれに1点から5点（最高5点）の評価点を付ける。

(2) 審査項目

区 分		項 目
実施体制		①担当者が適切に配置されているか、実施方法やスケジュールは適切か、必要な情報や協力者等のネットワークを有しているか。
実績・経験	事業者の業務実績	②事業者は本業務にふさわしい業務実績を有しているか。
	担当者等の業務実績	③担当者等は本業務にふさわしい業務実績・経験を有しているか。
実施方針		④業務目的・業務内容について十分に理解しているか、業務の特性を理解し、的確な業務手順・課題認識等が示されているか。
業務内容に対する提案		⑤県行政の方針に基づいているか。
		⑥健全な水循環に関わる施設の役割や県の取組等の主旨を理解し、内容を正しく記載しているか。
		⑦健全な水循環の学習に当たり、山・川・海の各分野の役割について、網羅する内容となっているか。
		⑧業務を履行する際、地域の団体が関与する内容となっているか。
		⑨県の広報活動に際して、資料提供などの協力がなされる内容となっているか。
経費見積		⑩事業の遂行に支障のない妥当な経費見積で、積算根拠が明確か。

#### 4 候補者の選定

- (1) 審査員ごとに評価点の合計が高い順に事業者を順位付けし、その順位に審査点を付けた結果（1位3点、2位2点、3位1点、4位以下0点）、全審査員の審査点の合計が最も高い事業者を候補者として選定する。
- (2) なお、全審査員の審査点の合計が最も高い事業者が2者以上の場合は、審査員協議の上で候補者を選定する。
- (3) また、企画提案参加者が1者のみだった場合でも当該審査を実施することとし、各審査員の評価点を基に、審査員の評価点数平均が6割（30点）以上である場合には候補者として選定する。